

「和平」後の中米

合法性を装った権威主義

ダニエル・カマチョ

はじめに

1990年2月25日に行なわれたニカラグアの選挙においてサンディニスタが敗北し、政権はビオレタ・バリオス・デ・チャモーロへと移った。さらに91年12月31日、ニューヨークの国連本部で、エルサルバドル問題に関する協定に署名がなされた。この二つの出来事の後、世界は中米を忘れ始めている。人々の耳目を驚かせた戦争が終結してしまったからだ。

しかし、戦争は本当に終わったのだろうか。中米の人々は、いまだ抑圧、人権侵害、搾取をうけ、貧困に苦しんでいる。それどころか、ある面ではむしろ、これらの問題はいつそう深刻化しているのである。

和平協定締結後の中米における経済的、社会的発展によっても、これらの諸問題は何ら解決の糸口を見出せず、人々の生活を向上させる見通しが暗いことを強調しておかねばならない。同時に、

そもそも紛争を起こした原因の一つであり、戦争によって倒されるべき諸悪の一つであった権威主義がまだ存続していることも、忘れてはならない。いやむしろ権威主義は、形を変えながら新しい状況に適応しているだけでなく、かえって強固なものとなってしまった。このことは、権威主義が合法性を装うようになったという事実を見れば、一目瞭然である。今日、中米の権威主義は、ある場合には合法性を装うが、一方では巧妙な手段を講じて、他人の合法性をないがしろにしている場合も多い。実に中米諸国の権威主義は、「グロテスク」な姿を呈するのだ。

この試論では、いくつかの具体的な事例をとり上げ、最終的には包括的な考察を行ないたい。最初の節では国際関係をテーマとしてとり上げる。次の節では政治的、経済的テーマを、最後の節では社会運動のテーマをとり上げようと思う。

原題：Centroamérica después de la “pas” : autoritarismo y juridicidad



Daniel Camacho Monge

1940年生まれ。コスタリカ大学・社会調査研究所長を経て、現在国立遠隔地大学(Universidad Estatal a Distancia) 研究部長。コスタリカ大学名誉教授。社会学博士。著書に、*La dominación cultural en el subdesarrollo: Movimientos populares en América Latina* (編著) 他がある。

1 国際関係

1. パナマ占領

1993年12月現在、パナマは外国の軍隊によって占領されている。この国は、1903年運河建設が開始されて以来ずっと、外国の軍隊によって占領されている。同年11月18日、ワシントンにおいて、米国に運河地帯の恒久的権利を譲渡する条約が締結された。ここにパナマが抱える「グロテスク」の起源がある。このときパナマはほんの15日前に独立したばかりで、国家としての体裁もようやく整い始めたばかりであった。そのため、これほど複雑な法的手続きをこなせる外交体制もまだ確立していなかった。

当時のパナマが抱えていたこの弱点は、運河条約締結の際に多大な影響を及ぼした。この条約は、

米国務長官ジョン・ヘイトと、パナマ側代表フィリップ・ビュノー＝ヴァリージャとの間で締結された。後者の名を見て、彼が生粋のパナマ人だと思う者はいないだろう。彼は技術畑出身のフランス人実業家で、この新生パナマ国の全権代表として急遽選ばれたのである。

この条約は不平等条約であり、パナマ人は誰もこれに署名しなかったにもかかわらず、以後90年にわたってパナマの人々の生活を拘束することになる。もしオマール・トリートホスが現われなかったら、2003年には、この状態のまま100周年をむかえるところであった。1968年10月から、飛行機事故で最期を遂げる81年7月まで、トリートホスはパナマの元首として政府を主導し、長く困難な闘いを知力と威厳をもって闘い抜き、この条約とパナマ運河に関するその他の取り決めの有効期限を2000年までと定めることに成功した。リベラルで大胆なカーター米民主党政権の政策もトリートホスの成功に貢献した。それは77年9月7日のトリートホス＝カーター条約に具現化されている。しかし、超保守派のレーガン、ブッシュ両政権期の到来とともに、米国政府はトリートホス＝カーター条約の破棄、あるいは少なくともその効力の弱体化を企図するようになった。

1983年8月にマヌエル・アントニオ・ノリエガ将軍を政権に就かせるにいたったパナマの一連の政治状況は、このような意図を持ったブッシュ政権にとって願ってもないことであった。後にノリエガがフロリダ州の法廷に立たされたとき、彼はブッシュがCIAの長官であった時期に、そのエージェントを務めていたことが明らかにされた。彼は米国国家安全会議が非合法的にニカラグアのコントラに送っていた武器の運搬に手を貸し、麻薬取引によって得た金の洗浄を行ない、そして国内の反政府勢力を厳しく弾圧した。

■ 「和平」後の中米 | 合法性を装った権威主義

ノリエガは米国政府から、トリーホス＝カーター一条約に変更を加えるよう強い圧力をかけられた。しかしパナマに君臨する独裁者ノリエガとしては、この点で譲歩するわけにはいかなかった。というのは、それが彼の合憲的でない政府を支える唯一の正当性の根拠であったからだ。ノリエガを支持する諸勢力は、他の点では互いに利害を異にするにもかかわらず、運河とその周辺地域でのパナマの主権を回復するという一点で意見が一致した。防衛軍（パナマ国軍）、威厳大隊（パナマの主権を守るために組織された民間の準軍事組織）、PRD（ナショナリズムの色濃い社会民主主義的傾向の政党）や急進左翼諸集団、その他の独立セクターなどが、こぞってノリエガに忠誠を示したのはこのためである。もしノリエガが米国からの新たな要求に屈伏していたなら、彼の社会的支持基盤は崩れ去ってしまっただろう。

ノリエガに要求をはねつけられた米国政府（ブッシュ政権）は、ノリエガ政権転覆を画策して、経済封鎖、反対派政党への非合法の資金援助など、あらゆる手段を利用した。1987～88年、米国政府は次のような方法により、パナマに制裁を加えた。パナマ国立銀行から米国の銀行に預けられていた5000万バルボアを凍結し、米系企業のパナマ政府に対する納税を禁じ、トリーホス＝カーター条約で合意された運河使用料の支払いを停止した。

しかしこれらの策が何らノリエガの権力を揺るがさなかったため、ブッシュ政権は合法的手段に訴えることにした。権威主義が合法性を装っていたことが利用されたのである。

まず最初に、ブッシュ政権はパナマの民主主義の危機を憂慮する声明を出した。しかし、それが本音であるかどうかは疑わしい。というのは、フロリダの法廷での証言が正しければ、CIAはノリエガに給与を支払っていたのだから、その時点で

米国政府はパナマの民主主義のことなど心配していなかったのである。さらに、「サンディニスタ政府打倒のための隠密戦争においてパナマの協力を得る必要性和都合を優先したために、米国はパナマ政府の腐敗と抑圧に目をつぶった」*1ことから、米国政府にとってパナマの民主主義の危機など、二次の問題であることがわかる。

第2に、米国政府は実に奇妙な理屈を捻り出した。もしある国の元首が罪を犯したと米国が判断したなら、米国はその元首を捕えるためにその国へ侵入する権利を有する、というものである。この自称合法的という理屈について考えてみよう。当然これは、世界のどの国の政権にも適用されう

— コメント 1 —

田中高氏からは、カマチャョ氏の報告の第2部「国際金融機関により促進された社会変容」に焦点を絞ったコメントがなされた。

田中氏は現在の構造調整策を憂慮する立場に立ち、世銀の提唱する自由市場至上主義に対して疑問を提起する。中米のような人口、国土とも狭小なところではたして自由競争市場が成り立つだろうか。市場の規模、購買力を考慮すれば、自由競争市場よりも政府による効率的な独占の方がまだ、より有効なのではないか。むしろ行政機構の整備に努力すべきではないか。

国際金融機関の構造調整策は、財政赤字の縮小、インフレの抑制という点で、少なくとも短期的には効果を挙げたが、長期的にみた場合懸念材料がある。国営企業の民営化は国内外の富者による独占をもたらしかねない。民間部門の経済活動にむしろ国家が効率的かつ積極的に介入すべきである。

次に中米共同市場の将来について。共同市場は隘路を脱するための一つの重要な道であるが、域内諸国間の不均衡をいかにして克服するのか、コスタリカがはたしてこれに参加するのか、といった問題がある。また経済発展の戦略は輸入代替か、輸出志向か、それとも「内発的発展論」のような第3の道か。

るのである。もし、ある原理主義国家が、自らの法にもとづいて、ヨーロッパのある国の元首が他の宗教信仰をもつゆえに罪ありという決定を下したなら、そのヨーロッパの元首は原理主義国家によって捕えられてしまうのである。

こうして、1989年12月20日午前0時45分、パナマ侵攻が実行に移されたのである。

中米人権擁護委員会 (CODEHUCA) は、パナマ侵攻に関する資料、証言を集めて、1冊の記録文書を作成した。この文書を読むと、公式の資料と証言、事実との間に大きな隔たりがあることがわかる。

ジュネーブ協定議定書第51条4、5番にはこうある。

「無差別攻撃(具体的攻撃目標のないもの、あるいはその戦闘手段のゆえに、攻撃目標を具体的な軍事施設に限定できないような攻撃、もしくはその攻撃により生ずる影響を除去できないもの)は、民間の人間や財産に無差別に及ぼされる攻撃と同様、禁止される」。

エル・チョリージョ地区のマリアという女性の証言を聴いてみよう。

「私たちが住んでいたバリオ(地区)はすっかり破壊されてしまったのよ。こんなにひどいことってない……。つい前日まで、数え切れないほどの木造の家があったのに、跡形もなくなるなんて。通りにあった自動車は、どれもこれもペしゃんこ。戦車に押し潰されたんだよ、きつと」。

これらの家は全て焼かれるか、あるいは潰されたのだ。攻撃がいかに激烈なものであったかを物語っている。兵隊が送り込まれただけでなく、強力な爆弾、ヘリコプター、戦車も使われた。これら全てが、寝静まっていた人々を急襲したのだ。多くの人々が、目を覚ますこともないまま犠牲と

なった。

以上は、CODEHUCAの文書にある多くの例のうちの一つにすぎない。

1992年、米国映画アカデミー賞のドキュメンタリー部門に選ばれた作品は、米国のパナマ侵攻とその後のパナマ市民の恐怖を撮ったものであった。この作品に感銘を受けずにはいられない。最も悲劇的な場面は、一台の自動車が、中にいる一家もろとも、戦車に押しつぶされるシーンである。戦車の重量の下で、彼らの身体は完全に打ち砕かれてしまうのである。

人民常設裁判所が1991年に発表した数値によれば、侵攻による経済的、物質的損害は25億ドル、民間人の被災者は1万8000人で、その多くは住宅

コメント2

飯島みどり氏はカマチョ氏の報告の中で提示されたいくつかの観点に的を絞って議論を展開した。

まず内政不干渉と民族自決の原則について。今日、一国内の事柄は国際関係から切り離しては存在しえない。民主主義擁護や人権尊重の名による内政干渉が現実に行なわれている。しかし中米の歴史的経緯を顧みるに、国家間力学の次元ではいまなおこの原則は尊重されるべきではないのか。

次に国際金融機関によって推進されている新自由主義経済政策について。その波及効果を経済の次元からのみならず、総合的な次元から見極める必要がある。新自由主義は経済的にいかに有効であったとしても、イテオロジーにおいて問題を孕んでいる。市場経済と自由競争をあたかも唯一の普遍的な価値であるかのように説く新自由主義は、かえって多様性を排除し、世界を一元的に支配するおそれがある。

カマチョ氏のいう「歴史的記憶の回復」に関して。中米においては、歴史的記憶から武装闘争の記憶を消すことはできない。近年の武装闘争についての評価、および現在と将来における非平和的抵抗(インティファダ型を含む)の必要性、可能性はいかなるものか。

■ 「和平」後の中米 | 合法性を装った権威主義

の破壊によるものだった。

米国南方軍によれば、死者の数は557人、うち民間人は220人だけとされている。一方、米国司教協議会によれば、死者の数は3000人以下である*2。

さらにメンデスは次のように伝えている。

「軍側の資料によれば、負傷者は6000人。郵便・電報局の建物への被害は38万6000バルボア。外国の軍隊による、最高裁判所、公共事業省、内務省、法務省、国営ラジオ局の保存資料、事務室の略奪。文化庁の考古学的出土品の喪失。

これに加えて、米軍がパナマの防衛軍から装甲車39台、飛行機36機、船舶7隻、武器7万6533丁を押収したこと。この侵攻のため、政府、公共機関が税金や公共料金等を徴収できなかったために生じた莫大な額の損害。商店の略奪による6700億バルボアの損害。破壊された約3000軒の住宅の建て直しに必要な約5000万バルボア。侵攻によって生じた失業者は1万～1万5000人」。

これらすべてが人口わずか300万人の国で起きたのである。

今日もなお、米軍はパナマに駐屯している。米国南方軍の兵隊は、いまや運河地帯内の基地に留まることなく、パナマ全国土に拡散している。

パナマ人権委員会 (CONADEHUPA) は1993年3月の報告で、パナマ国内においてパナマ市民に対してなされた米軍の行為を列挙している。この中には、民衆の抗議デモに対する米兵の警備(92年5月)、ブッシュ大統領訪問のための首都占領(同年6月)、コクレ県での軍事演習(同年8月)、米兵による労働者集団への手投げ弾での攻撃(同年9月)、農民が軍管轄地で耕作していることを理由とした農作物の破壊(93年1月)、米兵によるパナマ警官への発砲(同年4月)、ベラグアス県における米軍機、ヘリコプターの低空飛行が含まれる。

これらはすべて、侵攻後米軍の圧力によって樹立されたギジェルモ・エンダラ政権期に行なわれた。エンダラは、権威体制という実の姿を隠して法的に正しい政権であることを示すために、米軍基地において誓いを立てねばならなかった。

トリーホス＝カーター条約によりパナマ人の手に運河が返還される2000年まで、残り7年となった。任期終了前にブッシュ政権は、何とかこれらの条約を変更させようと圧力をかけた。クリントン新政権はいくらか柔軟な方策をとっているが、米兵は依然としてパナマ各地に駐屯しており、このことは運河の管理権と運河地帯の主権をパナマが回復する期日を変更させようとする圧力が弱ま

— コメント 3 —

黒崎利夫氏は、主にカマチョ報告の第一部で扱われたパナマとニカラグアのケースを取り上げ、米国と中米との関係についてコメントした。

パナマ運河の問題は米・パ両国にとってインタースティックな(国際関係と国内問題が絡んだ)問題である。米国にとって運河の管轄権の維持と軍隊の駐留は、その力を誇示するシンボルであり、譲れない。パナマにとって運河および運河地帯の管轄権は独立と主権のシンボルであり、両国の利害を両立させることは困難である。

ニカラグアは歴史的に独裁政権の遺産を引き継いでいる。この国のエリート層には政治的コンセンサスがなく、権力を獲得するために常に米国の後ろ盾を頼った。この地域に共産主義の脅威が存在せず、米国にとって安全保障上の心配のない現在、チャモロ政権にとって悲劇的なのは、国防と国内治安の維持のために頼るべき政治勢力がサンディニスタ以外に存在しないことである。

ソ連が崩壊し、国際共産主義の脅威がなくなった現在、中米に対する米国の関心は大幅に減少した。その一方で、域外からの介入がないだけに、米国はこの地域において、これまでと異なり自由に振る舞えるようになった。

っていないことを示している。トリーホスの命を奪った1981年の航空事故の影響が、今日まで尾を引いているのである。

- * 1 Rosenberg, Mark, "Panamá: la transición abrupta al poder civil," Dirk Kreujit; Edelberto Torres, comps., *América Latina: militares y sociedad I*, San José, FLACSO, 1991, p.235.
- * 2 Méndez N. Roberto, "Consecuencias socio-económicas de la invasión/ perspectivas de ayuda para la reconstrucción," *Revista del Centro de Estudios Latinoamericanos*, Tareas No. 74, Enero-Abril 1990, pp.39-57.

2. ニカラグアの自己決定権

サンディニスタ政権期のニカラグアへの米国の干渉の経緯はよく知られているが、ビオレタ・バリオス・デ・チャモーロが政権に就いて以降の出来事は、恐らくそれほど知られていないだろう。

ニカラグアの現状は非常に複雑である。ここでは合法性、民主主義、権威主義の三側面に焦点を定めて論じよう。とくに国際法の原則と、ニカラグアの政府および国民の自己決定に関する現実との関係を明らかにすることを目的とする。

最初に銘記しておかねばならないことは、ビオレタ・チャモーロ政権が、10年にわたりサンディニスタ政権に対して軍事的、経済的、政治的圧力を加え続けた米国政府の後押しで成立したことである。米国政府はいわゆる国民野党連合(UNO)の選挙運動を財政的に支援した。UNOの勝利は、疑いもなく米国の執拗な外交政策の勝利でもあった。米国の友をニカラグア政府に据えることができたからである。

しかし、すでにサンディニスタがニカラグア社会に揺るぎない基盤を築き、革命によりもたらされた変革が既成事実となった現状に対して、ビオレタ女史は譲歩せざるをえなかった。革命前の社

会関係を回復させることは不可能であったし、サンディニスタという国内最大の政党を無視することもできなかったからである。一方、勝利を収めた後のUNOの支持者たちが素朴に待ち望んでいた米国国庫からの援助は一向に届かなかった。

ビオレタ女史とその側近たちは、その現実的政治感覚ゆえ、選挙戦を戦った政敵(サンディニスタ)との対決を避け、妥協の道を選択した。

このことは、米国の直接的な干渉を招くことになる。ニカラグア国内政治の問題に関する要望が容れられなかったことに対する報復として米国政府はニカラグア制裁に踏み切るが、国際法の原則に従えば、国内問題は外国の干渉の及ばぬ所で処理されるはずである。

顕著な例は1992年5月の出来事である。米国下院議員24人と、保守派のジェシー・ヘルムズ上院議員の要請により、米国政府は1億400万ドルの借款とニカラグア向け援助を凍結した。ニカラグアの国内問題に対する米国政府の要求が実現しなかったからである。その要求のひとつとは、国家警察の長官および10人以上の高官の罷免であった。ニカラグア政府は多少の抵抗を試みたが、結局圧力に抗しきれず、4カ月後4人の警察高官を更迭した。国家警察の長官を任命する権限を奪われて、なおニカラグアに自治権があるといえるだろうか。

エピソードは他にもある。同様な圧力を受けてニカラグア政府は、ソモサー派から接收していた土地を元の持ち主に返還することを余儀なくされたのである。こうしてビオレタ政府は、そのことを禁じた政令や決定を自ら破る羽目に陥ってしまった。

これらのことが行なわれたにもかかわらず、援助凍結は解除されなかった。それどころか米国政府は、援助を餌に、ニカラグア政府に対しさらに多くの要求を押しつけた。

■ 「和平」後の中米 | 合法性を装った権威主義

3カ月後の1992年12月になってようやく、当初支払われる予定であった1億400万ドルのうちの5400万ドルが送金された。

残りの5000万ドルは、ブッシュが大統領の任期を終えた後の1993年4月によってようやくニカラグアのもとに届いた。凍結が開始されて1年後のことである。このような圧力は、繰り返しニカラグア政府にかけられた。93年になっていまだに米国政府は経済援助をちらつかせては、政治的圧力を加え続けている。前年に国内総生産が3%も低下したニカラグアのような国にとって、これは死活問題である。1人当たり国内総生産は6%下がり、対外債務は79年の11億3600万ドルから、89年には75億7000万ドルに膨れあがった。人口わずか300万の国での話である。

それゆえニカラグアの経済は非常に脆弱であり、外貨の流入が凍結されると、潰滅的打撃を受ける。このような状況下では、法的な原則論はないがしろにされ、抑圧と屈従が繰り返されるのである。

これらに加え、米国政府の機関である国際開発庁(AID)は、ニカラグア国内の戦闘的な政治勢力、たとえば『ラ・プレサ』紙、コルポラシオン・ラジオ、企業経営者の組織 COSEP、米国寄りの立場に立つ CPT 傘下の労働組合、市長会議「民主主義を救え」、レジスタンス市民同盟などを、経済的に支援している。国内政治の特定の担い手をよその大国が支援しているのである。これがいかに不当なことかは、たとえばある国の政府が、米国内の組合や労組や政治団体を経済的に支援して、これらを戦闘的にさせたと想定してみればよくわかるであろう。

以上、国際関係に主眼をおいて論じてきたが、次に経済政策を中心に述べよう。

2 国際金融機関により促進された社会変容

経済の分野における干渉も国の自立権を侵害するという点では少しも劣らない。これを演じるのは、様々な国際金融機関と国際通貨基金(IMF)である。もちろん、国際金融機関と言った場合、そうした諸組織自体を指すのみではなく、それらを支配し操る世界の先進工業諸国のことも指している。ラテンアメリカに関して言うならば、米国が最も直接関わりある国であることはいうまでもない。

1980年代初頭、世界銀行は構造調整の理論を見つけ出した。世界銀行発行の研究誌には、この理論に肉付けしようとする研究が目につく。しかしそれは非常に複雑化した理論の構築などではなく、むしろかなり単純なものである。

そもそものきっかけは、数十年にわたって特定の開発計画に貸し付けを行ってきたにもかかわらず、第三世界諸国において顕著な発展が見られなかったと、世界銀行が判断したことにある。低開発を説明するための説得的な理論は数あるが、そのうちの最も奇妙な理論を世界銀行は選択したのである。それは、開発を妨げる障害は市場の歪みに起因する、とする理論である。市場が自由な状態におかれ、需要と供給の自由な変動に一切まかされれば発展はおのずと生じる、というものである。したがって構造調整は、市場において需要と供給の自由な変動を妨げる障害を取り除くことに精力を傾ける。では一体何が市場の自由な発展を歪めているのか。それは国家である。この理論に従えば、とにかく国家を排除しなければならないのである。

これは冗談でも何でもない。世界銀行の理論家が唱える、ときに難解な理論をさらに詮索してみ

たところで、上述した以上のことは何ら語られていない。したがって構造調整が第三世界諸国に対して採用した具体的方策など、たかが知れている。輸入関税の廃止、農業や国内産業への補助金の廃止、航空、電気、電話、水道などの国営事業を民間に売却して、国家は経済活動から撤退することなどである。

世界銀行からの「勧告」はこれだけにとどまらずサービス部門にも及んだ。社会保障は市場を歪めることになるから医療は民営化の方向に「前進」させるべきであり、公教育も市場を歪めるから教育も民営化の方向に「前進」させるべきである。

この理論に従えば、現在のラテンアメリカは、経済的のみならず社会的にも変革を求められていることになる。経済的な目標の達成のために、社会全体が変革にさらされている。

このような理論の発生を、それを生じさせるような経済的、社会的プロセスと関連づけて説明することは重要なことである。すなわち構造調整の理論は、先進工業国経済における市場の拡大の必要性と関連しているのである。

資本主義の研究者（たとえばゾンバルト）によって分析された法則のひとつに、極への集中という概念がある。このような極は、歴史的時期に従って性質を変えながらも、永続的に拡張していかねばならない。説明すると長くなるが当面次のことだけ念頭に置いておけばよい。米国の拡張は、19世紀末から20世紀初頭にかけては新植民地的飛び地を外国に獲得し、20世紀半ばまでには原料の生産地を直接コントロールし、1950年から80年ころまでは資本と時代遅れの技術を輸出することにより続けられた。しかし、80年代以降米国の市場は成長が鈍化し、活力を喪失してきた。この最後のことが重要な鍵である。

ある意味で、先進工業国で求められている新し

い市場開拓の必要性がまさに、構造調整理論の発生に影響を及ぼしたといえる。第一世界の国々の経済の安定性と拡大の可能性が失われつつあるからである。

このようにして、市場の自由化と国家主導の経済社会計画廃棄の理論が、大きな力を持ち始めたのだ。この理論が作用するメカニズムは容易に理解できる。ラテンアメリカ諸国は国際収支のバランスに大きな問題を抱えている。対外債務の返済と輸入代金の支払いを、輸出によって得る経常収入によって賄えないことが多い。さらに、発展を遂げるには、資本財、原料、半完成品の輸入を必要とする。国際的融資に頼らなければ、ラテンアメリカ諸国は生き残ることができないであろう。

この脆弱な経済的基盤の上に従属のメカニズムが構築されている。世界銀行および各国の国営、民営の銀行は、融資を行なう際の事前の条件として、IMFの保証書を要求することで合意した。これに倣って、先進各国にある「開発機関」も、同様の条件を要求した。これ以降、IMFはそのような保証を必要とする国々の支配者となり、経済的のみならず、政治的、社会的にも重要な決定を下す元締め機関となった。こうして市場の開放、保護主義政策の停止、社会サービスの縮小、医療と教育の民営化、労働組織の解体、通貨の継続的な切り下げ、公務員の解雇、国営企業の売却などを盛り込んだ方針が明らかにされ、世界各国に無差別に適応されるようになった。

法的観点からすれば、これらの方針の強制は一般的にいて、各国の政策決定システムを侵害することになる。各国政府は、IMFの保証、あるいは銀行から借款を得るために、抜本的な変革を約束した「趣意書」に署名した。こうした書類の署名にあたっては、議会での承認、あるいはその他の公的な必要手続きは省略される場合が多かった。

コスタリカの元大統領ロドリゴ・カラソの言葉によれば、「われわれの国々では、政治的指導者よりも行政能力のある者の方が選ばれるのである」。

法的不当性以上に矛盾していることは、先進諸国が国際金融機関を通して第三世界に強要したこれらの方策は、先進諸国自身には適応されないことである。

その例にはこと欠かない。公費削減の要請は、世界的にみた通貨の安定性維持のための方策として正当化される。しかし世界で最も通貨の安定を脅かしているものは、米国の財政赤字である。米国では少なくともレーガン、ブッシュ両政権の12年間、赤字削減の政策はとられなかった。クリントン政権になってようやく、財政赤字を5年間で4960億ドル削減する計画が承認された。しかし10年もの長きにわたって構造調整が続けられた間に、国際的な通貨安定の代償は第三世界諸国が支払うようになっていたのである。

もうひとつの矛盾は、保護主義政策に関してである。IMFと世界銀行は、その保証や借金を必要とする国が国内の農・工業に関して保護主義政策をとることを厳しく禁じた。しかし先進諸国は、自国の産物には保護主義政策を適用している。1993年5月から6月にかけて、ヨーロッパ経済共同体は、エクアドル、コスタリカ、ホンジュラスなどのバナナ輸出国からの抗議にもかかわらず、スペインのカナリア諸島のバナナ生産を保護するために、ラテンアメリカからのバナナ輸入を制限する策をとった。

米国は常に保護主義政策を用いて、ラテンアメリカの産物が自国の市場に流入することを厳しく制限している。一方で、IMFや世界銀行の方策を利用して、第三世界諸国が米国商品に対する輸入関税を撤廃するよう圧力をかけている。

このような状況にあって、民衆セクターはまず

組織を固め、戦闘的な傾向を強めていると思われるかもしれない。しかし現実には必ずしもそうではない。次にこのことを検証してみよう。

3 中米における民衆運動と政党

ここでは民衆運動とその市民社会とのつながりについて考える。本題に入る前にいくつか概念的な整理をしておこう。

まず第一に、社会運動は市民社会の中においてなされる動的なプロセスのことであって、政治社会におけるものではないと考える。社会運動は、政党とは異なり、社会の中においてあまり明瞭に規定されえない動きなのである。それに参加する者たちのアイデンティティによって方向づけられたものと言えよう。そして常に社会、あるいは国家の変革をめざしている。

この見方に従えば、社会運動と社会組織とを区別する必要が生ずる。たとえば労働運動は労働組合と同じではないし、女性運動は女性組織と同じではない。このことが重要である理由は、ある運動の母体であると主張する組織が、ときにその運動に反する動きをとることがあるからである。たとえば、労働組織が労働運動に反対する勢力と目されることは珍しくない。

社会運動は2種類に大別できる。民衆運動と支配的グループの運動である。本報告での議論の対象は前者であるが、後者もまた社会運動なのである。民衆運動は、支配、搾取、抑圧を何らかの形で受けている社会セクターの表現形態である。

また、民衆運動をいわゆる特殊社会運動とも区別しなければならない。特殊社会運動とは、労働者、性、年齢などに基づく特別なセクターに関わるものである。「民衆運動」は、必ずしも明確化される必要のない政治目的を持ったいくつもの民衆

運動の寄せ集めである。しかし、ここに不可欠な条件、すなわち歴史的記憶を呼びさますことが必要となる。ある特定の社会においてこのように捉えられた「民衆運動」は、強力な変革者として立ち現れている。

ここで、民衆運動が本来の性質を維持するためには、市民社会内にとどまっていなければならない、という仮説を掲げておこう。市民社会内の運動であることが、社会運動を特徴づけるものと考えることとする。このように考えることは、運動と政党との緊張関係の分析に役立つのである。

この仮説に従えば、それでは一体どのような勢力が、最近から今日にいたる中米社会において社会運動からその本来の性質を失わせてしまったのかを検証することが必要となる。「本来の性質を失わせる」という考えは、一種の価値判断であるかもしれない。しかし、社会科学において価値判断を恐れる必要はない。人が社会科学に取り組むのは、主張したい何か、弁護したい何かがあるからである。しかし、「本来の性質を失わせる」ことについて語ることは、分析的判断にもなりうる。

社会運動がその本来の性質を維持するためには、市民社会に属し、ある社会セクターの表現形態であり続けることが必要である。そのセクターは、たとえ明確化されたものではないにせよ、何らかのアイデンティティを確立している。そのアイデンティティは、集団や個人の全体を規定するものではなく、その部分のみを規定する場合もある。一人の人間が、一方でエコロジー運動に参加しながら、他方で青年運動に参加することもできる。つまり、社会運動は、包摂的なものではなく、部分的なものでありうる。このようなアイデンティティ化は、社会運動を担っている集団あるいはセクターが、社会や国家に対して求めている変革と関わりがある。社会の他のセクターやアクターが

介入し、この目的を侵害すると、問題が生じるのである。

中米の国家がとった行動のひとつに、共同体発展政策がある。これは、米国政府の「進歩のための同盟」政策によって推進されたものである。ここに、民衆運動の性質を持った共同体運動と、国家によって推進された共同体発展運動との間に緊張が生じる。このことは、運動そのものの本来の性質を失わせていることを意味する。顕著な例がコスタリカでおきた。1940年代という早い時期に成立した「進歩派会議」(Juntas Progresistas)は土着の運動であったが、民衆組織に強い抑圧が加えられた1948年の内戦以降、大きな影響力をもつようになった。進歩派会議運動は、各バリオ(居住区)の人々を集めて行なう、下水道整備など、政治的に無色の目的をもった自治活動であった。進歩派会議は徐々に増殖、拡大し、いくつかまとまって連合体を形成していった。しかし国家による共同体発展政策が、進歩派会議の息の根を止めてしまった。共同体発展政策により隣組組織が作られ、進歩派会議にとって代わったのである。自立的に動いた民衆運動の本来の性質が奪われた好例である。労働運動においても、白い組合主義、あるいは黄色い組合主義と呼ばれる別の種類の組織が発展してきた。コスタリカにはさらに、組合主義に代わるものとして、連帯主義(solidarismo)がある。連帯主義は他の中米諸国にも輸出された。

エスニック運動もまた、インディヘナ問題を扱う政府機関によって、本来の性質を失うことがある。政府機関が常にエスニック運動に反する動きをとっていると言っているのではない。しかし少なくともインディヘナ自身は、このような組織を通して自分たちの立場を表現することは一般的にはありえない、と嘆いている。

非政府組織(NGO)も、民衆運動の展開に影響

を及ぼしている。NGOと一口に言ってもさまざまなので、区別して扱わなければならない。民衆運動の発展を助長するものもあれば、これを操り自由に動かすものもある。NGOはいくつかの連合組織をつくり、それら連合組織間でも衝突を生ずることもある。たとえば、中米の農民運動の中で起こっていることは、農民運動の本来の性質から逸脱したことである。農民運動のあるセクターは、財団から莫大な資金援助を受けて、物資供給の店舗に変質してしまっている。百戦錬磨の闘志であった農民運動の指導者が、生産のための必需品を売る店の店長に取まったりしている。

教会の存在は非常に興味深い。中米における保守的な新ペンテコステ派教会については研究がいくつかある。ペンテコステ派とは、米国におけるプロテスタント教会のヒエラルヒーへの反乱として登場した経緯を見てもわかるように、もともと民衆に起源を発するものであった。ところが、中米で教勢を拡大してきた新ペンテコステ派は、非常に政治的に保守的なものとなっている。コスタリカでは、かつての労働組合の指導者が何人もペンテコステ教会の牧師になっている。彼らは天国での救いばかりを求めるため、地上での楽園の建設に関心を持つとしない。

さらに分析の対象とすべきは、政党、とくに社会民主主義政党から革命左翼までの広い意味での左派政党である。この種の政党は、社会的基盤を民衆運動の苗床ともいえるセクターに有しているため、民衆運動との関係においてアンビバレントな性格をもたざるをえない。というのは、選挙の際に右派政党がこのセクターを支持層と目して、触手を伸ばすこともあるからだ。逆に、このセクターが組織化され、運動化すると、左派政党の格好の標的となる。

政党が運動を発展させる代わりに、その本来的

性質を失わせている例もある。民衆運動は、市民社会から外れてしまうと、その本来的の性質を失い、民衆運動とは呼べない何か別のものと化してしまう。かつては、共産党、急進社会党、社会民主党などが、民衆運動の発展、組織化に重要な役割を果たしていた。グアテマラ、エルサルバドルではこのような政党が労働組合の発展を促進した。コスタリカでは「民衆前衛党」として知られる共産党によって、民間企業の労働組合は根底的に影響を受けた。しかしコスタリカでは、左翼政党の消滅とともに、この種の労働組合も終焉している。

民衆運動、あるいはその組織は、たいてい政党の付属物であった。民衆運動(共同体、労組、あるいは農民の)の生命は、政党の政策委員会の決定にかかっていた。それは中道左派政党よりも、とくに急進左派政党について当てはまる。

ニカラグア、エルサルバドル、コスタリカは、上記のことを検証する好例である。ニカラグアでは、ソモサに対抗したサンディニスタ民族解放戦線(FSLN)の闘争開始以前に、民衆運動の組織化や発展はほとんど見られなかった。労働組合組織があるにはあったが、十分に発達してはいなかった。最も発達していたのは、学生運動である。その他の民衆運動(女性運動、エスニック運動、農民運動など)は、ソモサ体制との闘争を通じて発展した。

これら個々の運動が、彼ら自身の歴史的記憶を取り戻し、ひとつの目的にむかって闘争を開始した時に、われわれのいう民衆運動がニカラグアで生じた。ニカラグアの民衆運動、すなわち女性運動、労働運動、青年運動などは、政治・軍事的運動であるFSLNの指導下で生成、発展するという、他にはない非常に特殊な性格を帯びたものであった。この経過をたどりながら、民衆運動はFSLNの社会的支持基盤となっていった。しかしサンディニスタ政権の10年が終わった今日、民衆運動は

自律性を保って市民社会に戻っていったのか、あるいは、いまは政党と化した政治・軍事的運動に吸収されてしまったのか、という疑問が残る。

後者の状況にあるとすれば、民衆運動がその本来の性質を維持するという観点から見ると問題がある。というのは、このような運動は政党の政策を民衆に伝える役目を果たすからである。このような場合、運動は市民社会内の存在であることをやめ、その結果、本来その利害を代表していたはずのさまざまなセクターから乖離してしまう。加えて政党自体の変化も考慮しなければならない。たとえば FSLN は、政策決定や意志統一の点で、政権に就いた時点と選挙に敗れた時点では、同じとは言えない。政党から独立していない民衆運動は、それが本来代表していた社会セクターの利害よりも、政治的議論を優先させるようになるにつれて、その本来の性質を失っていく傾向がある。

エルサルバドルの場合はこれと事情が異なり、政治・軍事的戦線が確立される以前から、強力な民衆運動が存在していた。内戦中においても、エルサルバドルの民衆運動は高度の自律性を保っていた。現在のところ、運動は移行期にあり、その先行きは不分明である。民衆運動は本来の状態を維持していくほうが好ましいという前提のもとで、この国の近い将来の発展に対してなされるべき警告は、これらの運動を単なる政治の付属物にしてはいけない、ということである。なぜなら、エルサルバドルの民衆運動はダイナミックかつ強力で鋭敏であり、政治・軍事的戦線に生命力を吹き込み、その結果内戦を勝利へと導いたものだからである。政党の政治的利害は、結局は運動の社会的利害と矛盾するものである。長い目で見ると、民衆運動はその本来の性質を回復するために市民社会へと戻るべきである。

コスタリカについては、最大級の敬意をこめて、

次のように言われる。きわめて巧妙で洗練され、持続的かつ効果的なやり方で民衆運動が吸収され、破壊されてしまった顕著な例、それがコスタリカであると。進歩派会議運動は、共同体開発運動によって破壊された。1948年以後、労働組合運動は、激しい迫害により、また指導者の入れ替えにより、あるいは連帯主義運動によって、骨抜きにされてしまった。連帯主義運動は上からの政策に由来するものであり、大々の保護を受け、経営者により統制されている。

コスタリカは社会的闘争に関しては遅れた国、と言われることがあるが、これは正しくない。米州における最初の階級間戦争は、1948年のコスタリカ内戦である。これは、ボリビアでの内戦よりも時代的に先行している。またコスタリカのサナブリア司教は、民衆教会、解放の神学の先駆者ともいえる。彼が活躍した40年代には、まだ民衆教会や解放の神学を語る者もなく、そもそもこれらの言葉さえ存在しなかった。コスタリカで起こったことは、その時代を先取りするものであったと考えられる。コスタリカでは、このような協同主義のおかげで、安定した体制を維持することができたともいわれる。もし政治生活、政治的決定への民衆参加の欠如を無視して、過去に想いを馳せるだけなら、このような言い方にも意味はある。しかし、翻って未来に視点を移せば、コスタリカの安定性は脆弱な基盤の上にあると言わざるをえない。コスタリカでは、次第に大多数の民衆が富の配分から排除されつつあるのである。さらに貧困化、農村の基盤の崩壊、民衆セクターの弱体化、インフォーマル・セクター化の進行など、深刻な問題が生じている。しかし現行の選挙体制のもとでは、このような層の利害は反映されない。そこで、国民解放党 (PLN) 幹部のアントニオ・アルバレスは、伝統的・二大政党間での、そして両党の内



部における、協約を画策した。

だが、この二大政党において実際に行なわれたことといえば、双方の大統領候補が議員に権威主義的圧力をかけることであった。これは歴史的事実である。コスタリカの政治権力の場においては、二大政党間でも、他の政党との間でも、合意は形成されていない。まして、疎外された社会セクターと合意がなされるはずもない。各政党内の社会セクターについても同じである。コスタリカでは、労働組合が社会において政治的影響力を行使することはない。農民の力はさらに弱く、エスニック・グループやバリオ組織の力は最低である。加えて、政治権力の独占、二大政党の同質化、両党上層セクターの同一化の傾向が存在する。構造調整に関連していえば、両伝統的政党の上層セクター間の違いは、程度の問題である。一方は急進的で徹底的な変革を、他方はより漸進的な改革を望んでいるという違いである。このことは、政党が「市場取引」にとって代わられるという、全中米諸国において進行しつつある現象によって惹き起こされるのである。政党内でのライフスタイルは、可能でも必要でもない。なぜなら「市場取引」で十分だからだ。以前は、さまざまな政党の市民組織やバリオの委員会が存在していたが、これらはすべて消滅してしまった。

このおかげで、たとえばコスタリカの選挙の投

票率は85%にもものぼる。にもかかわらず、政党が獲得している正当性は低いのである。このことは、社会運動の未来にも関わってくる。政党が市場取引にとって代わられることは非常に危険である。なぜなら、民衆はますます貧困化しながらも、他に選択肢を見出せないからである。それに加えて、民衆運動は、会報や書籍の出版や意見表明の回数を減らしてきていることからわかるように、その活動を縮小させている。1992年から93年には、民衆運動の言論活動は著しく後退した。これは一時的なことかもしれないし、より深く考察すべきことかもしれないが、何かが起きていることの兆候であることは確かである。

昨今の中米の歴史をみれば、政党と民衆運動の関係がアンビバレントなものになっていることがわかる。民衆運動は目標を達成するために、政党内において影響力を保つ必要がある。しかし運動の本来の性質を維持するためには、自律性、独立性を維持しなくてはならない。民衆運動は、政治社会の内にあつて影響力を発揮するが、ときに市民社会に戻らなくてはならない。政治社会と市民社会とを往復することにより、民衆運動は、その本来の性質を保持しながら、目的達成のための活動を効果的に行なうことができるのである。しかし現状では、これをバランスよく行なうことは難しくなっている。

(訳：大久保教宏／東京大学大学院)